

6月の定例会審査日程
(予定)

6月の市議会(定例会)は、次の日程で行われる予定です。

- ▽6月8日(月)…本会議「開会／提案理由説明」
 - ▽6月9日(火)～12日(金)…議案研究
 - ▽6月13日(土)・14日(日)…休日
 - ▽6月15日(月)～17日(水)…本会議「質疑・一般質問」
 - ▽6月18日(木)・19日(金)…委員会
 - ▽6月20日(土)～21日(日)…休日
 - ▽6月22日(月)・23日(火)…事務整理
 - ▽6月24日(水)…本会議「委員長報告／質疑・討論・表決／閉会」
- 【問】議会事務局
☎63・1628

高齢者等世帯の訪問活動を実施しています

熊本県警察では、5月1日から

【訪問する職員】

- 高齢者の交通死亡事故防止
- 振り込め詐欺の被害を防止
- 安全な生活を確保する

ことを目的として、

「高齢者等交通安全教育・防犯広報啓発支援要員」による高齢者等世帯の訪問活動を実施しています。

荒尾署管内でも実施しています。

世帯訪問の際は、必ず「身分証明」を行うことになって

います。訪問の際アンケート調査などを行います。ご理解とご協力をお願いします。

【問】荒尾警察署
☎68・5110



楠原 調査員



橋本 調査員



松永 調査員



江上 調査員

電気式生ごみ処理機に
補助金を交付します

荒尾市では、生ごみの減量を推進するため、平成14年度から電気式生ごみ処理機を購入される家庭に補助を行っています。本年度も50基の補助を予定していますが、応募が50基を超えた場合は、公開抽選会を行います。なお、先着順での補助は行いません。

●応募資格

①市内に住所を有し、居住している世帯

②市税を滞納していない世帯

③一般家庭用に使用する世帯(業務用は対象外)

④処理機を有効に活用し、生ごみの減量化やリサイクル事業等、本市の施策に協力いただける世帯

⑤利用状況についてアンケートに協力いただける世帯

●申込方法

申し込みは同一世帯から一人(世帯主)です。また、

他世帯の代理申し込みはご遠慮ください。なお、電話での受け付けは行いません。

●補助額

購入価格(税抜き)の2分の1とし、2万5千円を上限額とします。(補助額に100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額)

なお、当選者のみ補助金を交付しますので、事前の購入は控えてください。購入先は、市内に店舗がある事業者からお願いします。

●受付期間 6月15日(月)～30日(火)

●公開抽選日 7月1日(水) 午前10時

●抽選会場 市役所北側11号会議室

●当選資格(権利) 抽選により得た権利は、当選者のみ有効であり、第三者に譲渡することはできません。

【申・問】環境保全課
☎63・1370



平成 21 年度から 65 歳以上の人の介護保険料額が変わりました

基準額 4,900 円 (月額)

●平成 21 年度の納付通知書を 6 月中旬ごろに送付します●

平成 12 年 4 月に始まった介護保険制度は、介護が必要になった人が安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていくものです。高齢化の進行に伴う要介護者の増加、介護サービスを利用しやすい環境などを踏まえたうえで、3 年に 1 度保険料額が見直されます。一人ひとりの保険料は、公費とともに制度を支える大切な運営財源です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

65 歳以上で、介護保険料を普通徴収
(納付書や口座振替) で納めている人



平成 21 年度の納付通知書を 6 月中旬
ごろに送付

既に介護保険料を年金から差し引きさ
れている人



10 月年金受給分からの調整のため 10
月初旬ごろに決定通知書を送付

●所得などに応じて個人ごとに 7 段階 (8 区分) に分かります

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料額	実際の支払い金額 (普通徴収の場合)
第 1 段階	▽生活保護受給者	0.5	29,400 円 (月額 2,450 円)	1 期 3,300 円
	▽老齢福祉年金受給者			2 ~ 10 期 2,900 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税 ▽前年の合計所得金額と課税年金収入などの合計が 80 万円以下の人	0.62	36,360 円 (月額 3,030 円)	1 期 3,960 円 2 ~ 10 期 3,600 円
第 3 段階	▽前年の合計所得金額と課税年金収入などの合計が 80 万円を超える人	0.75	44,040 円 (月額 3,670 円)	1 期 4,440 円 2 ~ 10 期 4,400 円
第 4 段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税 ▽前年の合計所得金額と課税年金収入などの合計が 80 万円以下の人	0.9	52,920 円 (月額 4,410 円)	1 期 6,120 円 2 ~ 10 期 5,200 円
	▽前年の合計所得金額と課税年金収入などの合計が 80 万円を超える人	1.0 〔基準額〕	58,800 円 (月額 4,900 円)	1 期 6,600 円 2 ~ 10 期 5,800 円
第 5 段階	▽前年の合計所得金額が 125 万円未満の人	1.2	70,560 円 (月額 5,880 円)	1 期 7,560 円 2 ~ 10 期 7,000 円
第 6 段階	本人が市民税課税 ▽前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	1.25	73,440 円 (月額 6,120 円)	1 期 7,740 円 2 ~ 10 期 7,300 円
第 7 段階	▽前年の合計所得金額が 200 万円以上の人	1.5	88,200 円 (月額 7,350 円)	1 期 9,000 円 2 ~ 10 期 8,800 円

【今回の改正の特徴】

- ①介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬改定に伴う保険料上昇分が、国の特別対策により 3 年間軽減されています。
- ②保険料段階や基準額割合を見直し、所得の低い人や税制改正で影響を受けた人の負担の軽減を図っています。

【問】健康生活課 ☎ 63-1418